

そもそも契約書って何？契約書大事です！（テキスト版）

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、そもそも契約書って何？というお話をさせていただきます。

契約というものは、色々なところで出てきます。

例えば電車に乗るのも、料金を払って乗せてもらうという契約です。

スーパーで物を買うのも、売買契約です。

日本では、契約書はなくても、多くの場合、契約は成立することになっています。

契約って言うと難しい響きがありますが、簡単に言えば約束です。

ただ、法律的に、「契約」というと、普通の約束と何が違うのか、ということ、約束を国家権力が守らせる、ということなんです。

どうやって守らせるのか、ということ、強制執行ができる、ということなんです。

強制執行ってというのは何かということ、色々種類があるのですが、一つは、差押えと言って、簡単に言うと、相手方の財産を、国に頼んで無理矢理取ってくるというものです。自分で勝手に取ってきたら窃盗罪とかになってしまいます。そして、強制執行のためには、原則として、裁判で勝たないといけません。

そして、裁判で勝つためにはどうすればよいのか、といいますが、証拠があるんです。証拠に基づいて裁判をすることを、「証拠裁判主義」といいます。

そして、お互いにこういう約束をした、というのを証明できる一番強い証拠が、契約書なんです。

ですから、大事な契約では、契約書をちゃんと作る必要があります。

ただ、実際には、結構大事な金額が大きい契約なのに、契約書をちゃんと作っていないというケースがよくあります。

たとえば、家とか建物の内装工事ですね。

内装工事は契約書を作らないでトラブルになることが結構あります。

契約書がないので、お互いにどんな約束をしたのか理解が違って、裁判になってしまう、ということがあります。

ですので、契約書がないと、裁判でも勝てないということがありますので、とくに大事な契約は、費用はかかっても、契約書を作った方がよいと思います。